

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名 並びにその所属する部 局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公 募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率 (%)	再就職の 職員の数	備 考
該当なし									

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の職員の数	備考
利尻VOR改修外1件作業	支出負担行為担当官 東京航空局長 藤田 礼子 東京都千代田区九段南1-1-15	令和3年9月10日	東芝インフラシステムズ(株) 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34	公募手続きを行ったところ、左記業者以外の希望者がなく、左記業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し随意契約を締結したものである。	1,482,871	1,408,000	94.95		
京急空港線羽田空港第1・第2ターミナル駅引上線整備事業に伴う仮切回通路設計委託	支出負担行為担当官 東京航空局長 藤田 礼子 東京都千代田区九段南1-1-15	令和3年9月14日	京浜急行電鉄(株) 神奈川県横浜市西区高島1丁目2番8号	本件は、京急空港線羽田 空港第1・第2ターミナル駅引上線整備事業に伴う東西連絡地下通路の一部改築を含む仮切回通路の設計業務である。改築する東西連絡地下通路は、国管理の第1・第2ターミナルを連絡する通路と、京浜急行電鉄(株)の地下駅に至る通路を一体の構造物で区分所有し、当該施設の管理を京浜急行電鉄(株)に委託している。地下通路において整備されている「内装・設備」は国及び京浜急行電鉄(株)で一体的に整備を実施しており、各設備改修時においては国及び京浜急行電鉄(株)のそれぞれの設備に影響を及ぼすことになる。また、設備等の改修時は国及び京浜急行電鉄(株)の管理区分エリアが接しており、一般客への影響を最小限とするため、輻輳する設備を効率よく安全に施工するために一体的な工事も必要となる。よって、京浜急行電鉄(株)が計画している駅舎設備等の改修において、国のダクトの配置等、「内装・設備」への影響も含めた、一体的な工事計画の検討を行う必要がある。以上のことから、左記業者と会計法第二十九条の三第四項、予算決算及び会計令第百二条の四第三号により随意契約したものである。	26,585,369	26,585,369	100.00		
仙台空港ATIS用CCS調整外1件作業	支出負担行為担当官 東京航空局長 藤田 礼子 東京都千代田区九段南1-1-15	令和3年9月21日	日本無線(株) 東京都三鷹市牟礼6丁目21番11号	公募手続きを行ったところ、左記業者以外の希望者がなく、左記業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し随意契約を締結したものである。	2,624,406	2,530,000	96.40		
成田国際空港第1ASDE定期分解整備作業	支出負担行為担当官 東京航空局長 藤田 礼子 東京都千代田区九段南1-1-15	令和3年9月27日	三菱電機(株) 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	公募手続きを行ったところ、左記業者以外の希望者がなく、左記業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し随意契約を締結したものである。	12,841,228	12,650,000	98.51		

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の職員の数	備考
仙台空港TSR調整外1件作業	支出負担行為担当官 東京航空局長 藤田 礼子 東京都千代田区九段南1-1-15	令和3年9月28日	日本電気(株) 東京都港区芝5丁目7番1号	公募手続きを行ったところ、左記業者以外の希望者がなく、左記業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し随意契約を締結したものである。	68,333,679	66,550,000	97.39		
大島NDB跡地調査測量登記業務	支出負担行為担当官 東京航空局長 藤田 礼子 東京都千代田区九段南1-1-15	令和3年9月29日	土地家屋調査士福田祐一郎事務所 東京都世田谷区奥沢5-33-11	再度の入札をしても落札者がなかったため、会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用し随意契約を締結したものである。	2,548,649	2,365,000	92.79		